

**令和4年度
集団指導講習会資料
(福祉用具貸与・販売編)**

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

**横須賀市
民生局福祉こども部
指導監査課**

目次

1	条例の性格について	P. 1
2	福祉用具について	P. 2
3	人員基準について	P. 9
4	設備基準について	P. 12
5	運営基準について	P. 13
6	報酬について<貸与>	P. 31
7	軽度者への福祉用具貸与について	P. 34
8	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について	P. 37
9	福祉用具製品の事故情報等について	P. 38

<この資料の表記方法について>

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、福祉用具貸与の文言で記載しています。介護予防福祉用具貸与については、適宜読み替えてください。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、特定福祉用具販売の文言で記載しています。特定介護予防福祉用具販売については、適宜読み替えてください。

例：福祉用具貸与→介護予防福祉用具貸与、要介護→要支援、居宅介護支援→介護予防支援

**実際の事業運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。**

条例は、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者は、常に基準に従い、適正な運営を行うよう努めなければなりません。

指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

- ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
- ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
- ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものとされています。（③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること。）ができるものとされています。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされています。

- ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービス又は指定介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとされています。

2

福祉用具について

1 福祉用具

福祉用具とは、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」（介護保険法第8条第12項）とされ、保険給付の対象となる福祉用具の範囲については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（貸与告示）及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（購入告示）において定められています。

2 種目

(1) 福祉用具貸与の種目（貸与告示）

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置

(2) 特定福祉用具販売の種目（購入告示）

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、**新**排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について

（老高発0331第2号 令和4年3月31日）

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）別添

第一 福祉用具

1、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりです。

① 自走用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本産業規格（JIS）T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操

用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

(2) 車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて

貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットで

あって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧

を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。

- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
- (3) **新** 排泄予測支援機器
購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
- (4) 入浴補助用具
購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。
- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦ 入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
- (5) 簡易浴槽
購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できる

ものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱うこととされています。

- ①それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ②区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしていますが、認知症老人徘徊感知機器については、以下の取り扱いとしています。

当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象となっています。ただし、福祉用具本体の貸与価格に係る通信機能の価格を転嫁すること等の行為は認められません。

認知症老人徘徊感知機器は、家族、隣人等へ通報するものを対象としており、上記の通信機能を有する複合機能を対象とする場合は同様の範囲での運用となります。

4 福祉用具の取扱種目

指定福祉用具貸与事業者／指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならないこととされています。

3

人員基準について

1 管理者

管理者は、常勤であり、原則として専ら当該指定福祉用具貸与事業所／指定特定福祉用具販売事業所の管理業務に従事するものでなければなりません。

ただし、以下の場合であって、管理上業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該福祉用具貸与事業所／特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事する場合
- ② 当該福祉用具貸与事業所／特定福祉用具販売事業所と同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する他の事業所、施設等の職務に従事する場合

【 管理者の責務 】

- ① 従業員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなりません。
- ② 従業員に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければなりません。

2 福祉用具専門相談員

福祉用具専門相談員とは、指定福祉用具貸与事業所／指定特定福祉用具販売事業所で、居宅要介護者や居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具に関する専門的知識に基づき助言し、貸与（販売）を行う者のことです。

(1) 福祉用具専門相談員の資格

⇒ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかの資格を有していなければなりません。

◆ 資格要件 ◆

- ① 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
 - ② 福祉用具専門相談員指定講習修了者
 - ③ 都道府県知事が「福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習」の修了者
- ※ ③については、「福祉用具専門相談員とみなす者について」（神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課 平成27年4月1日改正）を参照してください。
- ※ 介護支援専門員や社会福祉主事任用資格、福祉住環境コーディネーターは、福祉用具専門相談員の資格要件に該当しません。

(2) 配置人数

⇒ 福祉用具専門相談員は、常勤換算方法で2以上の配置が必要です。貸与と販売の指定を併せて受けている場合であっても、運営が一体的になされているのであれば、常勤換算方法で2以上の配置で基準を満たしているとみなすことができます。

(3) 自己研鑽の努力義務規定

⇒ 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与／指定特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。

3 常勤換算をする際の注意点

「福祉用具専門相談員」として業務に従事している時間を常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより計算します。

⇒ 「管理者としての就業時間」や「他の事業所・施設での就業時間」等は、福祉用具専門相談員としての勤務時間には含まれません(常勤換算に含むことができません。)

⇒ 福祉用具専門相談員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、常勤の福祉用具専門相談員が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

間違いやすい事例

(例) 事業者が定めている勤務すべき時間数等

- ・ 常勤の従業者が勤務すべき1日あたりの勤務時間 . . . 8時間
- ・ 5月の常勤の従業者が勤務すべき日数 21日
- ・ 常勤の従業者の1月における勤務すべき時間数 168時間

事例 その1	職種	1か月の 勤務時間数	常勤換算
Aさん	管理者	84	/
	福祉用具専門相談員	84	
Bさん	福祉用具専門相談員	168	1.0
合計		252	1.5


常勤換算すると2以上に足りない
⇒ 人員基準違反!
※ 管理者としての勤務時間は、福祉用具専門相談員の常勤換算に含むことができません。

事例 その2	職種	1か月の 勤務時間数	常勤換算
Aさん	管理者	168	/
Bさん	福祉用具専門相談員	120	
	訪問介護員(※)	48	/
Cさん	福祉用具専門相談員	168	
合計		288	1.7

福祉用具専門相談員として従事している時間のみで常勤換算すると、2以上に足りない
⇒ 人員基準違反!
※ 他のサービス事業所分の勤務時間は常勤換算に含むことができません。

(※) 同一敷地内の訪問介護事業所の職務を兼務している。

常勤職員は、制度で定められている有給休暇等(欠勤及び1月を越える休暇を除く。)であれば、勤務したものとみなすことができ、常勤換算方法による員数は1とすることができます。一方、非常勤職員は、実際に勤務した時間のみで常勤換算を行います。



指導事例

- ・ 管理者が、他の場所にある事業所・施設の職務を兼ねていた。
- ・ 必要とされている資格を有していない者を福祉用具専門相談員として配置していた。
- ・ 福祉用具専門相談員が、常勤換算方法で2以上配置されていなかった。
- ・ 介護職員初任者研修修了者が当該資格をもって福祉用具専門相談員として従事していた。

4

設備基準について

指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与・販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。ただし、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

- ① 清潔であること。
- ② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材

指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(3) 福祉用具貸与・販売の提供に必要なその他の設備及び備品等

事務室、利用（購入）申込の受付及び相談等に対応するための相談室（遮へい物等の設置等により、相談内容が漏えいしないよう配慮してください。）を適切に備えていること。

指導事例

- ・ 事務室・相談室のレイアウトを変更したにもかかわらず、変更届を提出していなかった。
- ・ 相談室が従業員の休憩室として使われていた。

1 基本取扱方針

- ・指定福祉用具貸与・販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- ・指定福祉用具貸与・販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与・販売しなければならない。
- ・指定福祉用具貸与・販売事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与・販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与・販売の方針は、次に掲げるところにより行うものとされています。

- (1) 指定福祉用具貸与・販売の提供に当たっては、福祉用具サービス計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等、全国平均貸与価格（貸与のみ）等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定福祉用具貸与・販売の提供に当たっては、貸与・販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定福祉用具貸与・販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与・販売が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与・販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。また、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

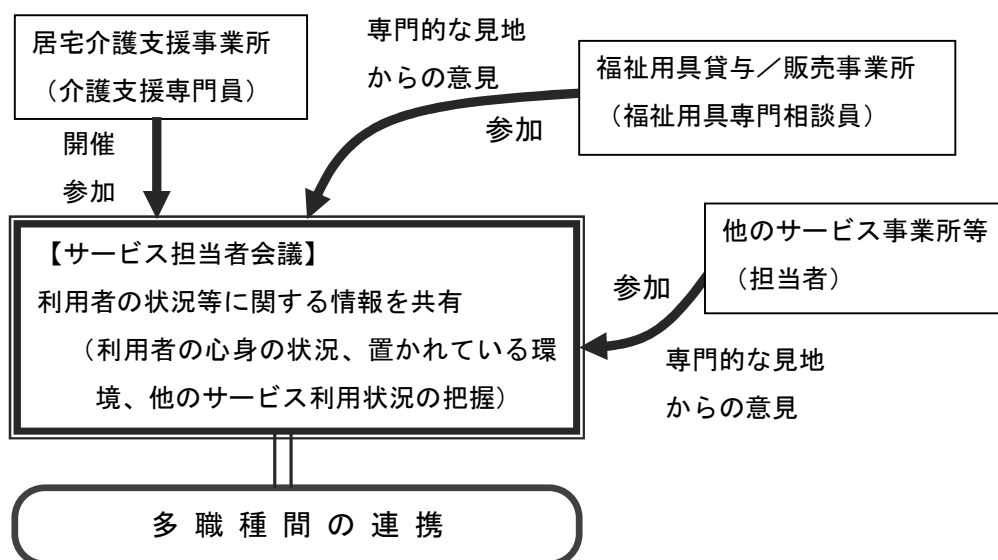
3 心身の状況等の把握

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。
- (2) 福祉用具専門相談員は、福祉用具が適正に選定され、かつ使用されるよう介護支援専門員に対して専門的な見地からの意見提供を行ってください。

サービス担当者会議

開催時期：必要に応じて随時（新規、更新、利用者の状態の変化等）

参加者：介護支援専門員、福祉用具専門相談員、他のサービス担当者等



ただし、やむを得ない理由によりサービス担当者会議に参加ができない場合には、文書等で意見を述べることも可能です。その際は、介護支援専門員からの意見照会の様式又は個人記録等に、参加できない理由も併せて記録に残してください。

→ 後日、居宅介護支援事業所から、サービス担当者会議の記録（議事録）を受け取るなど、サービス担当者会議の内容を把握してください。

※ 「文書整理のため」などの事業所の都合は、「やむを得ない理由」には該当しません。

4 介護支援専門員との連携について

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

- (1) 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成し、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）のサービス提供をしなければなりません。

また、居宅サービス計画が作成されていない利用者についても、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）のサービス提供を行うのであれば、福祉用具サービス計画の作成が必要です。

この場合、居宅サービス計画が作成された後は、当該福祉用具サービス計画が当該居宅サービス計画の内容に沿ったものであるかどうかを確認し、必要に応じて当該福祉用具サービス計画を修正する必要があります。

- (2) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行わなければなりません。

- (3) 福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。

また、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該計画の提出に協力してください。

【 各サービス計画の名称 】

福祉用具貸与→福祉用具貸与計画

特定福祉用具販売→特定福祉用具販売計画

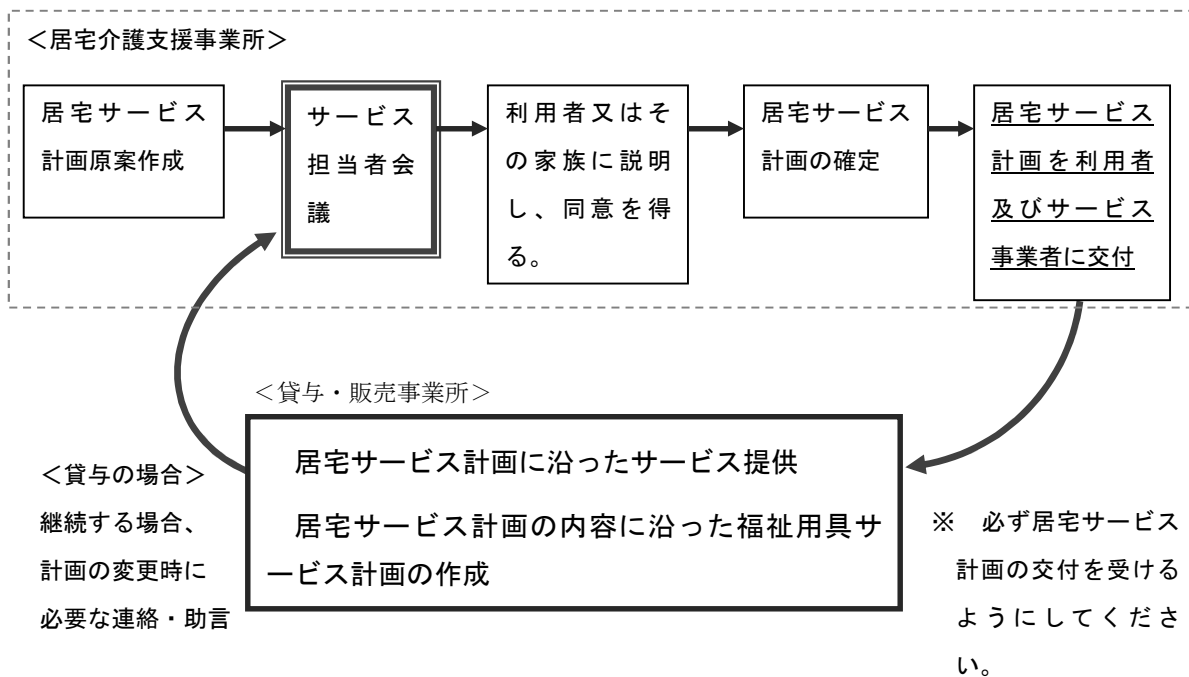
介護予防福祉用具貸与→介護予防福祉用具貸与計画

特定介護予防福祉用具販売→特定介護予防福祉用具販売計画

※ 総称として「福祉用具サービス計画」と表記します。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売のサービスは、「福祉用具サービス計画」に基づいて提供されるものです。

◆ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供の流れ ◆



※ 居宅サービス計画に福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の必要な理由が記載されるとともに、サービス担当者会議でその必要性について検討し、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じてください。

【サービス実施状況の把握】

利用者宅への定期的な訪問等により、心身の状況や利用状況等の変化を確認し、現在使用している福祉用具が適合しないと判断した場合は、必要に応じて福祉用具貸与計画を変更し、居宅サービス計画の変更をするよう、居宅介護支援事業所へ必要な連絡・助言を行ってください。

指導事例

- ・やむを得ない理由がないにもかかわらず、サービス担当者会議をほとんど欠席していた。また、サービス担当者会議の内容を把握していなかった。
- ・居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の交付を受けていなかった。

5 福祉用具サービス計画の作成義務

(1) 計画作成の義務

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成します。

福祉用具サービス計画は、介護報酬請求の根拠となる書類のひとつです。記録がないと、サービス提供の確認や必要性の確認ができず、過誤調整となります。「必要な記録は残す、必要な記録を整備する。」ことが重要です。

(2) 計画の作成者

福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成しなければなりません。

《ポイント》

- ① 福祉用具専門相談員以外の従業者による作成は、認められません。
- ② 福祉用具専門相談員を兼務していない管理者は、福祉用具サービス計画を作成できません。

6 福祉用具サービス計画に記載すべき事項等

(1) 最低限記載すべき事項

- ① 作成年月日、作成者
- ② 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ③ 福祉用具が必要な理由
- ④ 福祉用具の利用目標
- ⑤ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ⑥ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）
- ⑦ サービスの提供を行う期間（介護予防のみ）

(2) 計画の様式について

様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。

7 福祉用具サービス計画の作成

(1) 居宅サービス計画に沿った計画作成

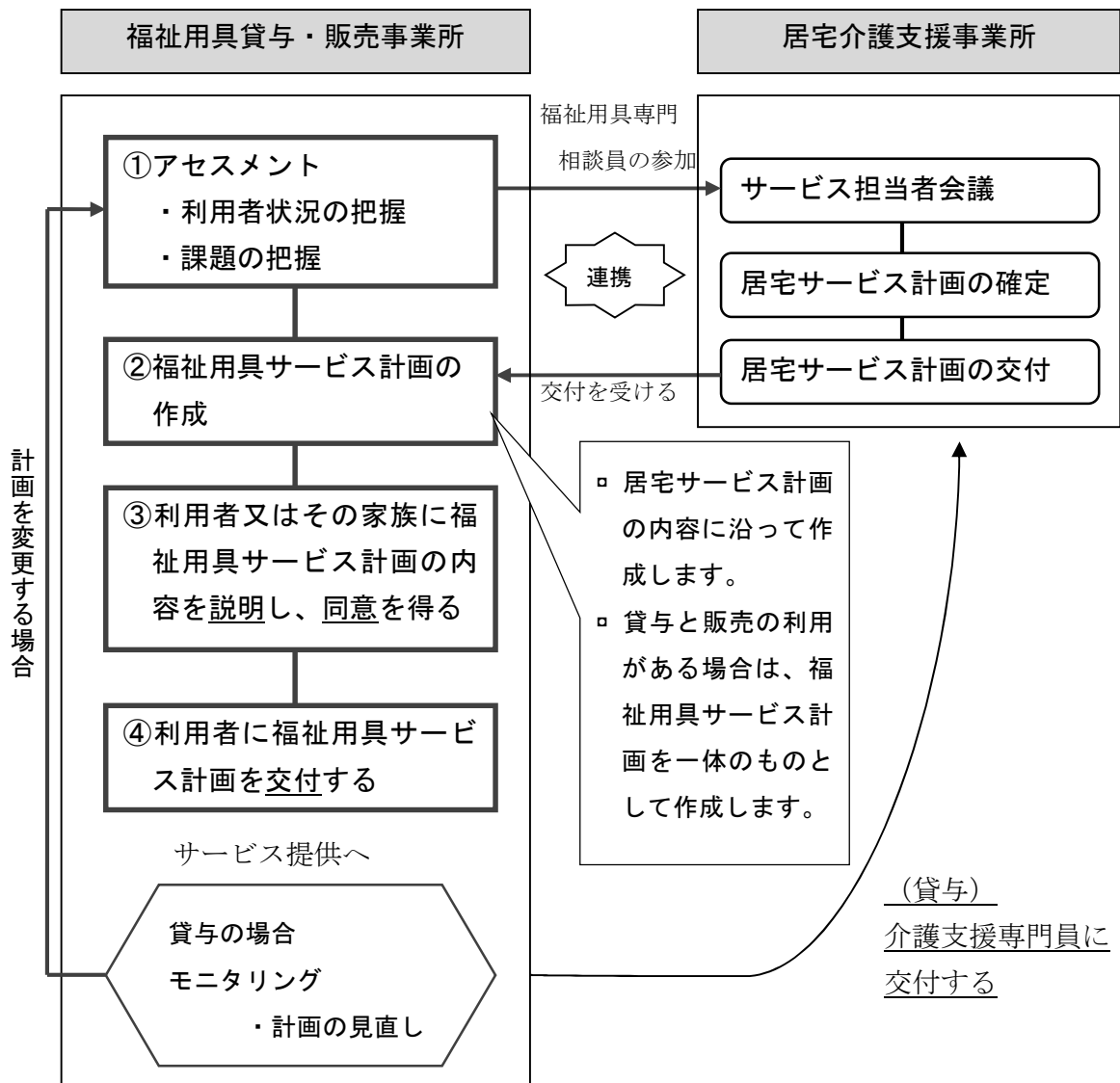
福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。

(2) 福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画の一体的作成

福祉用具貸与計画を作成する際に、特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。

特定福祉用具販売計画を作成する際に、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。

◆ 一般的な計画作成の流れ ◆



(3) 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付

福祉用具サービス計画を作成した際は、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で利用者に交付しなければなりません。内容への同意のサインをもらうだけでなく、説明した日と交付した日がわかるような記録が必要です。

また当該福祉用具貸与計画においては、利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。（「4. 介護支援専門員との連携について」を参照）

【 記載例 】

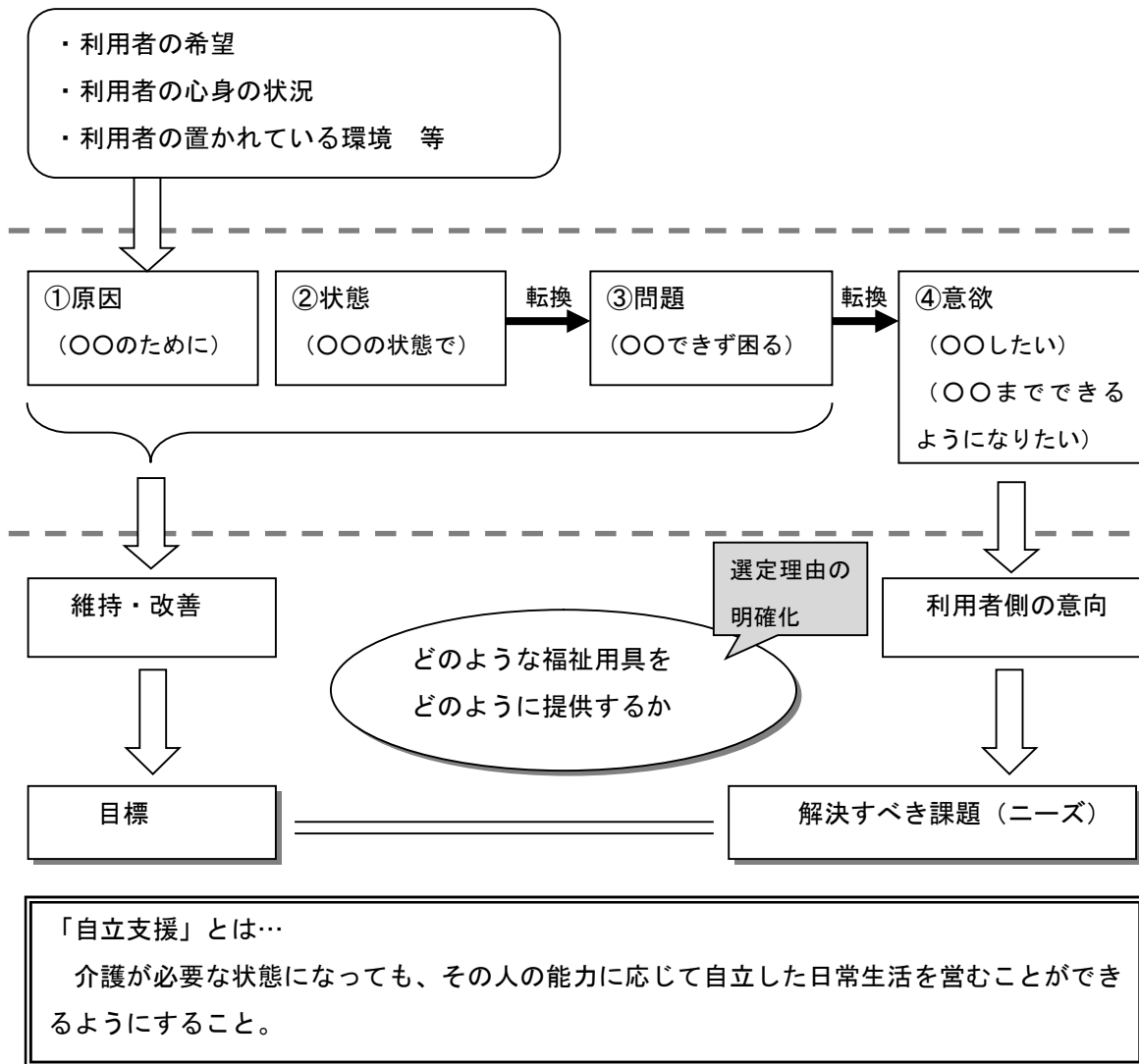
私は、上記の計画について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和〇年〇月〇日 横須賀 花子

◇ アセスメント・福祉用具サービス計画の目標について ◇

利用者の自立支援のため、「どのようなニーズを解決するために、何を目指してどのような福祉用具を用いて、どのように使用しながら課題を解決していくのかを検討した上で、具体的なサービスにつなぐ」というように計画を段階的に具体化することが重要です。

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が厚生労働省の助成を受けて作成した、「福祉用具サービス計画書作成ガイドライン」を活用して、質の高いサービス提供をお願いします。



指導事例

- ・アセスメントを行わずに、福祉用具サービス計画を作成（変更）していた。
- ・福祉用具サービス計画の内容を追加する変更の際、元の計画への追記で済ませていた。
- ・特定福祉用具販売の利用があるにもかかわらず、その計画を作成していなかった。
- ・介護予防福祉用具貸与計画に、サービス提供期間が含まれていなかった。
- ・福祉用具の機種を選定した理由が種目を選択した理由となっていた。
- ・福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体的に作成していなかった。
- ・福祉用具サービス計画を作成し、説明・同意・交付する前にサービスを開始していた。
- ・福祉用具が必要な理由を記載していなかった。

○次の手続きについては、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成

【福祉用具貸与：居宅省令第 199 条の 2】 【特定福祉用具販売：居宅省令第 214 条の 2】

① アセスメント → 計画作成	<u>福祉用具専門相談員は</u> 、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を作成します。
※ 貸与計画と販売計画の 一体的作成	この場合において、特定福祉用具販売（福祉用具貸与）の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画（福祉用具貸与計画）と一体のものとして作成してください。
② 説明 → 同意	<u>福祉用具専門相談員は</u> 、福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
③ 交付	<u>福祉用具専門相談員は</u> 、作成した福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を利用者に交付してください。 ※ 福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付してください。
<貸与のみ> ④ モニタリング → 計画変更 【必要に応じて】	<u>福祉用具専門相談員は</u> 、福祉用具貸与計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。
<貸与のみ> ⑤ 計画変更時の対応	「④計画変更」を行う場合は、①から③までの手続きを行わなければなりません。

介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成

【介護予防福祉用具貸与：居宅省令第 278 条の 2】 【特定介護予防福祉用具販売：居宅省令第 292 条】

<p>① アセスメント → 計画作成</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は</u>、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防福祉用具貸与（特定介護予防福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を作成します。</p>
<p>※ 貸与計画と販売計画の一体的作成</p>	<p>なお、特定介護予防福祉用具販売（介護予防福祉用具貸与）の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画（介護予防福祉用具貸与計画）と一体のものとして作成してください。</p>
<p>② 説明 → 同意</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は</u>、介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。</p>
<p>③ 交付</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は</u>、作成した介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を利用者に交付してください。 ※ 介護予防福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付してください。</p>
<p><貸与のみ> ④ モニタリング</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は</u>、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。</p>
<p><貸与のみ> ⑤ 記録 → 報告 → 計画変更 【必要に応じて】</p>	<p><u>福祉用具専門相談員は</u>、モニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業者に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。</p>
<p><貸与のみ> ⑥ 計画変更時の対応</p>	<p>「⑥計画変更」を行う場合は、①から④までの手続きを行わなければなりません。</p>

8 モニタリング・計画の見直し <貸与>

- (1) 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画作成後、当該福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて当該福祉用具サービス計画の変更を行わなければなりません。
- (2) 福祉用具サービス計画を見直す場合には、その都度、変更の内容等について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ることが必要です。また、変更後の福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければなりません。

<居宅サービス計画の見直しがあった場合>

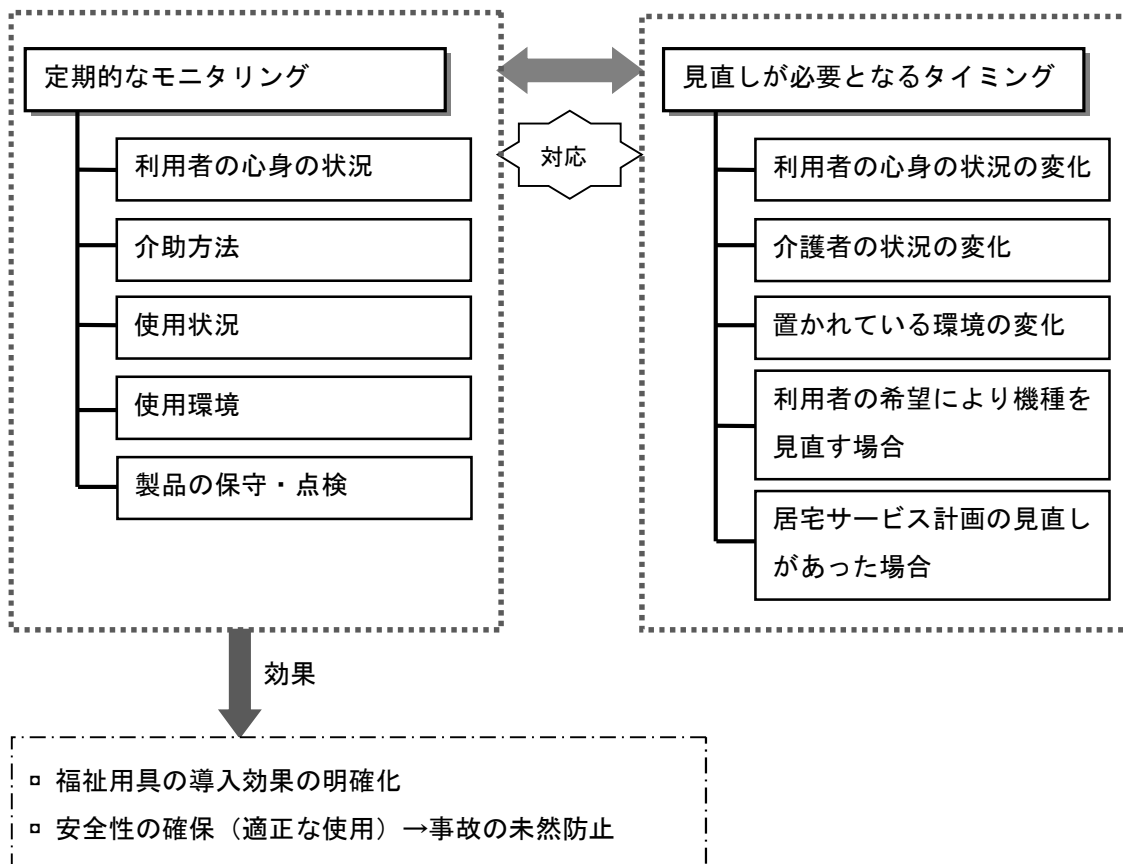
福祉用具サービス計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成されることから、居宅サービス計画の見直しがあった場合には、見直しの内容を確認し、福祉用具サービス計画の見直しの要否を検討してください。

<福祉用具サービス計画を変更する場合>

福祉用具サービス計画を変更する場合、居宅サービス計画を変更する必要があります。居宅介護支援事業所との連携を図ってください。

（「4 介護支援専門員との連携について」を参照）

◆ 定期的なモニタリングと計画を見直すタイミング ◆



モニタリングの内容が、製品の点検のみになっていた。

9 回収した福祉用具の保管及び消毒 <貸与>

指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければなりません。

また、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒機材の保守点検の方法を記した標準作業書を作成し、これに従いその種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとします。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意することが必要です。

10 保管又は消毒を他の事業者へ委託等している場合 <貸与>

(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者へ委託等により行わせることができます。この場合、委託等の契約内容において、次に掲げる事項を取り決めておく必要があります。

- ① 委託等の範囲
- ② 委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ③ 受託者等の従業者により委託等業務が適切に行われたことを、福祉用具貸与事業者が、定期的に確認できる旨
- ④ 福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に指示を行い得る旨
- ⑤ 福祉用具貸与事業者が業務改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合に当該措置が講じられたことを、福祉用具貸与事業者が確認する旨
- ⑥ 委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在
- ⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

◀ ポイント ▶

福祉用具の設置や組み立て、調整等は、事業所の福祉用具専門相談員が行ってください。

(2) 指定福祉用具貸与事業者は、委託等した業務について適切に行われているか定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。

⇒ **実施状況の確認結果の記録を作成** ⇒ 5年間保存

(3) 委託等した業務に関して改善の必要性を認めた場合は、文書により業務改善の指示を行い、必要な措置が講じられたことを確認しなければなりません。

⇒ **業務改善の結果記録の作成** ⇒ 5年間保存

指導事例

委託事業者の業務の実施状況について全く確認していなかった。

1 1 整備すべき記録と保存期間

利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

◆ 整備すべき記録 ◆

- ① 福祉用具サービス計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等に関する記録
- ③ (消毒等を委託している場合) 委託事業者の業務実施状況の確認結果記録等
- ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ⑦ 会計に関する記録 (指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る)

指導事例

利用者に提供した具体的なサービスの内容等に関する記録を整備していなかった。

1 2 勤務体制の確保

(1) 利用者に対し、適切な福祉用具貸与・販売の提供ができるよう、月ごとの従業員の勤務体制を定めなければなりません。

月ごとの勤務表を作成する際は、以下の事項を明確にしてください。

- ① 従業員の日々の勤務時間
- ② 常勤・非常勤の別
- ③ 管理者との兼務関係など

《 ポイント 》

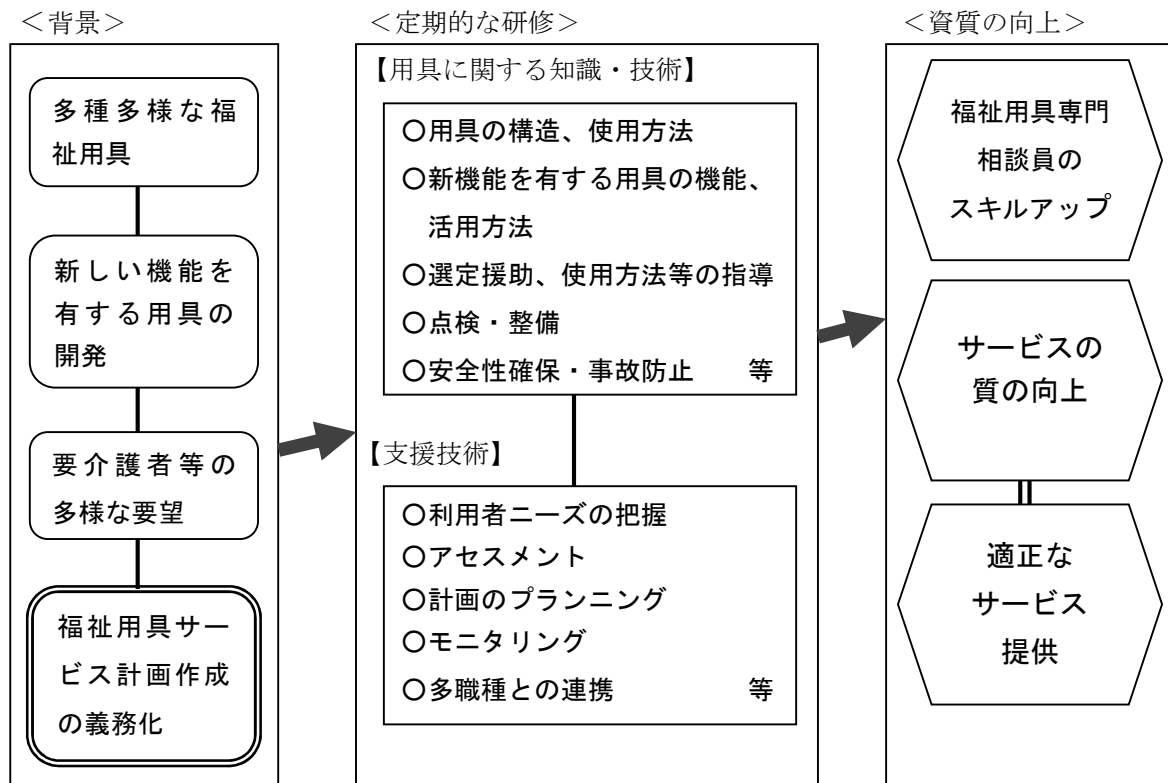
福祉用具貸与事業と特定福祉用具販売事業を一体的に運営する事業所は、同一の勤務表で作成することができます。

(2) 指定福祉用具貸与事業所／指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員によって福祉用具貸与・販売を行わなければなりません。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも認められています。

1 3 研修機会の確保

指定福祉用具貸与／指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。

福祉用具専門相談員は、常に最新の専門的知識に基づく情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。



14 運営規程

事業所名称、事業所所在地のほか、運営規程には次に掲げる事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- ① 事業の目的、運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の提供方法（※1）、取り扱う種目及び利用料（※2）その他費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項
 - ・ 従業者の研修機会の確保
 - ・ 衛生管理（※3）
 - ・ 従業者（従業者であった者を含む。）の秘密保持
 - ・ 苦情相談体制
 - ・ 事故発生時の対応等

※1、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。

※2、○福祉用具貸与：法定代理受領サービスである利用料（1割、2割または3割負担）、法定代理受領サービスでない利用料を指します。

○特定福祉用具販売：特定福祉用具の購入に要する費用を指します。

⇒ 利用料の設定方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（※4）に記載されている旨を記載すれば、額自体を記載しなくても構いません。

※3 福祉用具貸与の場合は、福祉用具の消毒の方法について規定してください。委託消毒の場合は、委託先法人名、事業所名、事業所所在地、委託の範囲を記載してください。

※4 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、利用者の福祉用具（特定福祉用具）の選択に資するため、福祉用具貸与事業所（特定福祉用具販売事業所）に、その取り扱う福祉用具（特定福祉用具）の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備えなければなりません。

指導事例

- ・ 市に届け出ることなく、貸与品目を追加し、貸与していた。

15 利用料等の受領

- ①指定福祉用具貸与事業者・指定特定福祉用具販売事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、利用者からそのサービス提供の内容に基づき選択が行われるべきものです。サービス提供に係る利用者負担の全部又は一部を金品などの利益に替えて直接的・間接的に供与し、事実上利用者の負担を軽減させることは重大な基準違反となります。また、サービス提供の前提として事業者以外の者により同様の行為が行われる場合も同様です。
- ②法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、利用者負担として、1割2割、または3割相当額の支払いを受けなければなりません。法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から支払われる利用料の額と、介護保険内の利用料との間に、不合理な差額を生じないようにしなければなりません。
- ③福祉用具サービス費のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。
- ・ 通常の事業の実施地域外の地域においてサービス提供を行う場合の交通費
 - ・ 福祉用具（特定福祉用具）の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用（福祉用具貸与の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要となる場合）
- ④指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能ですが、利用者の要介護認定の有効期間を超える分については徴収できません。
- ⑤定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にも関わらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該貸与している福祉用具を回収すること等により、福祉用具貸与の提供を中止することができます。

《 ポイント 》

- ・ 当該サービス内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。
- ・ 請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。
- ・ サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付してください。

16 地域との連携等

※基準第205条において準用する基準第36条の2第2項

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めなければなりません。

⇒高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定福祉用具貸与事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定福祉用具貸与を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、準用第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。

6

報酬について〈貸与〉

1 日割り計算の取扱いについて

(1) 貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行うものとされています。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えないとされています。

いずれの場合においても、月の途中における契約・解約の取扱い（計算方法等）について、運営規程に記載するとともに、重要事項説明書に記載し、利用者に説明し、同意を得る必要があります。

(2) 介護給付費明細書においては、貸与を現に行った日数を記載してください。

【 利用者への説明 】

月途中でサービス提供の開始及び中止を行なった場合の料金体系について、あらかじめ、利用者にわかりやすく説明を行い、同意を得るようにしてください。

【 関係書類の記載 】

重要事項説明書、運営規程及び契約書に記載されている料金体系に齟齬がないか確認してください。

指導事例

- ・ 月の途中で解約になった場合もすべて1月単位での請求を行っていた。
- ・ 運営規程に月の途中の契約・解約時の取扱いを記載していなかった。

2 サービス種類相互の算定関係について

利用者が以下のサービスを受けている間は、福祉用具貸与費は算定できません。

- ① 特定施設入居者生活介護（短期利用を除く。）
- ② 介護予防特定施設入居者生活介護
- ③ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く。）
- ④ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く。）
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【 施設サービスの利用者 】

福祉用具貸与は居宅において提供されるサービスです。介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設サービスにおいては、施設サービス事業者が必要な福祉用具を提供することとなっています。

3 複数の福祉用具を貸与する場合の減額規定について

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規定を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能です。

【現行制度】

指定基準による利用料の届出



貸与価格（単品）		△△貸与事業所
種目	名称	貸与価格
車いす	〇〇標準型車いす	8,000円
車いす付属品	〇〇クッション	2,000円
車いす付属品	〇〇テーブル	1,000円
特殊寝台	〇〇電動ベッド	10,000円
特殊寝台付属品	サイドレール	1,100円

届け出た利用料に基づいて請求

〇〇車いす (8,000円)	〇〇クッション (2,000円)	〇〇テーブル (1,000円)
-------------------	---------------------	--------------------

個々の単価を合計 **合計金額 : 11,000円**

【複数貸与時の減額ルールへの届出】

○複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める

- (例)
- 【数量により減額する場合】
- ・ 2種類貸与時
合計額から〇〇円減額
 - ・ 3種類貸与時
合計額から△△円減額

- 【種目の組合せにより減額する場合】
- ※基本となる福祉用具と一体的に使用されるものを想定
- ・ 特殊寝台と特殊寝台付属品を貸与時
合計額から〇〇円減額
 - ・ 車いすと車いす付属品を貸与時
合計額から△△円減額

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合です。複数の捉え方については、例えば一つの契約により二つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず二つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することになります。

(2) 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができます。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられます。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

(3) 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、単品利用料）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、減額利用料）を設定してください。また、一つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。

従って、本取り扱いを行う指定服用具貸与事業者等は予め事業所内のシステム等において一つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定してください。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定してください。

(4) 減額の規定の整備

基準条例により、指定福祉用具貸与事業者は運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないとされておりますので、運営規程等に単品利用料と減額利用料を記載するようにしてください。

(5) 減額利用料の算定等

月の途中において、減額が適用される場合、あるいは適用されなくなる場合の算定方法は、従前の例（P.31 1「日割り計算の取扱いについて」）によることとなります。

(6) 利用者への説明

月の途中において変更契約等を行う際には、契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得るようにしてください。

(7) 居宅介護支援事業者への連絡

減額をする等、利用料を変更する際には、その都度、居宅介護支援事業者等と必要な情報を共有してください。

(8) その他の留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切な設定をしてください。

7

軽度者への福祉用具貸与について

1 原則報酬算定することができない種目

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定できない福祉用具がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護2及び要介護3の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められています。

原則、福祉用具貸与費を算定できない福祉用具の種目及び状態像

種 目		状態像（軽度者）
(1) 車いす	(5) 床ずれ防止用具	要支援1・2、 要介護1
(2) 車いす付属品	(6) 体位変換機	
(3) 特殊寝台	(7) 認知症老人徘徊感知機器	
(4) 特殊寝台付属品	(8) 移動用リフト (つり具の部分を除く)	
(9) 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)		要支援1・2、 要介護1・2・3

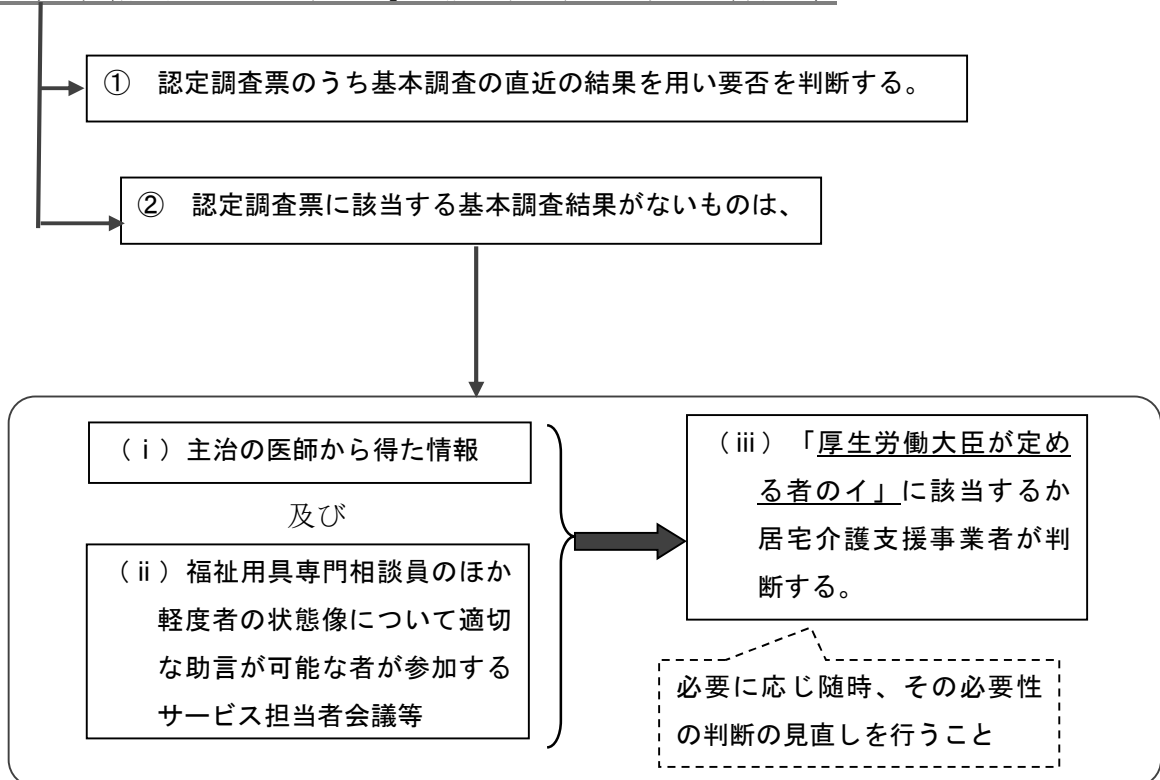
ただし、一定の状態像に該当する場合は、例外的に貸与を受けることができます。

2 軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付 I

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）の第31号のイで定める状態像（以下「厚生労働大臣が定める者のイ」という。）に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について例外的に算定が可能になります。

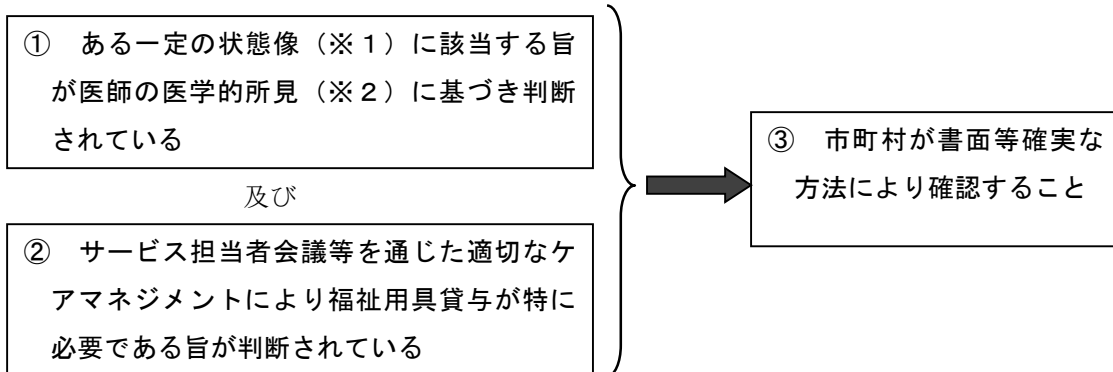
◆ 例外給付の算定の可否の判断基準 ◆

「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者かどうかの判断は、



3 軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付Ⅱ

「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しない者であっても、次の要件①～③をすべて満たせば、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。



（※1）ある一定の状態とは…

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に、 <u>厚生労働大臣が定める者のイ</u> に該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、 <u>厚生労働大臣が定める者のイ</u> に該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化等)
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、 <u>厚生労働大臣が定める者のイ</u> に該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)

（※2）医師の医学的所見とは…

- ① 主治医意見書
- ② 医師の診断書
- ③ 担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見

【 確認に用いた文書の保存 】

軽度者に対して、対象外種目に係る福祉用具貸与費を算定する場合には、当該確認に用いた文書等については、サービス提供の記録と併せて保存してください。

指導事例

利用者の要介護度が2へ上がり、軽度者制限が外れたため、特に必要性を判断せずに特殊寝台を導入した。

指定介護予防福祉用具貸与事業者／指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定介護予防福祉用具貸与・販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。

指定介護予防福祉用具貸与事業者の福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとします。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければなりません。

※ 介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。

1 福祉用具製品の事故情報の掲載箇所

下記ホームページ等にて、福祉用具製品の事故情報が掲載されておりますのでご確認ください。

【日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）のホームページ】

<http://www.jaspa.gr.jp/>

消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する製品事故が掲載されています。

【事故情報データバンクシステムのホームページ】

<http://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムです。

【医療・介護ベッド安全普及協議会ホームページ】

<http://www.bed-anzen.org/>

医療・介護ベッド安全点検チェック表や事故再発防止に係るチラシが掲載されています。

2 事故発生時の対応

(1) 事故が起きた場合

- ① 市町村、家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じる必要があります。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する必要があります。
- ③ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う必要があります。

(2) 事故を未然に防ぐ

- ① 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる必要があります。
- ② 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然に防止する対策を講じる必要があります。
- ③ 福祉用具による高齢者の事故では、誤使用や不注意な使い方など、「製品に起因しない事故」の割合が高くなっています。そのため、実際の介護者に対して使用方法の説明、事故についての危険性と注意喚起及び対応策についての説明を十分に行う必要があります。

3 厚生労働省からの情報提供

厚生労働省老健局高齢者支援課より、令和3年3月5日付事務連絡「福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について」にて、消費者庁より公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について随時情報提供を行うとの通知がありました。つきましては、下記消費者庁ホームページのご確認をお願いします。

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

また介護情報サービスかながわにて、厚生労働省老健局高齢者支援課福祉用具・住宅改修係から発出されている、福祉用具製品に係る事故情報を随時掲載していますので、こちらもご確認をお願いします。

（掲載場所）

介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>)

→ ライブラリ(書式/通知)

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 福祉用具事故情報